

川崎市税公告第 2 5 号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び川崎市市税条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 6 号）第 1 0 条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 8 年 2 月 2 6 日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
令和 7 年度	市民税・県民税 森林環境税 （普通徴収）	第 3 期分	令和 8 年 3 月 1 0 日	計 1 3 件
令和 7 年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第 2 期分	令和 8 年 3 月 1 0 日	計 1 件
令和 7 年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第 3 期分	令和 8 年 3 月 1 0 日	計 5 8 件
令和 7 年度	軽自動車税 （種別割）	全期分	令和 8 年 3 月 1 0 日	計 2 件

（別紙省略）